



このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準に定める各項目は次のとおり掲載しています。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	3
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	3
(3) 事務所の名称及び所在地	4～5
2. 金庫の主要な事業の内容	3
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	36
(2) 直近の5事業年度における 主要な事業の状況を示す指標	36
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期純利益又は当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 役員員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	37
ロ. 資金運用収支、役務取引等 収支及びその他業務収支	37
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り並びに資金利ざや	37
ニ. 受取利息及び支払利息の増減	37
ホ. 総資産経常利益率	38
ヘ. 総資産当期純利益率	38
② 預金に関する指標	
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	38
ロ. 固定自由金利定期預金、変動自由金利 定期預金及びその他の区分ごとの 定期預金の残高	38
③ 貸出金等に関する指標	
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越 及び割引手形の平均残高	39
ロ. 固定金利及び変動金利の 区分ごとの貸出金の残高	38
ハ. 担保の種類別の貸出金残高 及び債務保証見返額	39
ニ. 使途別の貸出金残高	38
ホ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の 総額に占める割合	38
ヘ. 預貸率の期末値及び期中平均値	39
④ 有価証券に関する指標	
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	40
ロ. 有価証券の種類別の平均残高	40
ハ. 預証率の期末値及び期中平均値	39
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	9
(2) 法令等遵守の体制	11
(3) 金融ADR制度への対応	12
(4) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のため の取組みの状況	22～25
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	41～45
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額 及び①から④までに掲げるものの合計額	47
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 3ヶ月以上延滞債権(貸出金のみ)	
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	
⑤ 正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況	50
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は 契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	48
② 金銭の信託	48
③ 信用金庫法施行規則第15条の2の2 第1項第5号に掲げる取引	48
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	52
(6) 貸出金償却の額	47
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づく 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	46
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営 又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの	46
7. 自己資本比率規制第3の柱に係る開示事項 (定量的・定性的な開示)	
(1) 自己資本の構成に関する事項	49
(2) 自己資本の充実度に関する事項	50
(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー 及び主な種類別の期末残高	51
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の 期末残高及び期中の増減額	52
ハ. 業種別の個別貸倒引当金 及び貸出金償却の残高	52
ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーの ポートフォリオの区分ごとの内訳	53
ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーの ポートフォリオの区分ごと並びに リスクウェイトの区分ごとの内訳	54～55
ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとの エクスポージャーの額等	56
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	57
(5) 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項	57
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	57
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	58
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	58
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	58
(10) 金利リスクに関する事項	59